



発行 新潟県

**第 37 号**

令和元年9月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 405 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
- 406 知事指定薬物の指定の失効（医務薬事課）
- 407 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 408 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 409 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 410 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 411 保安林の指定解除予定（治山課）
- 412 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 413 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 414 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 415 公共測量の実施通知（監理課）
- 416 公共測量の実施通知（監理課）
- 417 公共測量の実施通知（監理課）
- 418 公共測量の実施通知（監理課）

公 告

一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

人事委員会公告

令和元年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：民間企業等職務経験者）の実施（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和元年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
遠藤 剛（あん摩マッサージ指圧）	訪問医療マッサージ KEiROW えちご上越ステーション	上越市西本町2丁目3-33 CNビル3F	令和元年6月26日
福崎 喜彦（柔道整復）	上越わかば整骨院	上越市南新町3-39	令和元年7月8日

市川 寿秀(柔道整復)	いちかわ接骨院	妙高市学校町2-7	令和元年8月9日
-------------	---------	-----------	----------

## ◎新潟県告示第406号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロペンタンカルボキサミド(通称名:Cyclopentyl fentanyl)及びその塩類
- (2) 5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン(通称名:CUMYL-PEGACLONE)及びその塩類
- (3) 5-(5-フルオロペンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン(通称名:5F-CUMYL-PEGACLONE)及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

## 3 失効年月日

令和元年9月8日

## 4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

## ◎新潟県告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和元年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
江陽高田医院	長岡市藤沢1丁目8番17号	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	令和元年9月1日

## ◎新潟県告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和元年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
五十嵐薬品 諏訪山薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 763-2	育成医療・更生医療	令和元年9月1日
メッツ薬局	三条市東本成寺12番41号	育成医療・更生医療	令和元年9月1日
クスリのアオキ見附薬局	見附市上新田町466番地34	育成医療・更生医療	令和元年9月1日

## ◎新潟県告示第409号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に

より、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年9月10日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
たまご薬局駅ビル店	長岡市城内町1-611-1 駅ビル1F	育成医療・更生医療	令和元年9月1日
美沢薬局	長岡市美沢2丁目56-7	育成医療・更生医療	令和元年9月1日
ラベンダー薬局	村上市有明849-3	育成医療・更生医療	令和元年9月1日
はいがた調剤薬局	燕市三王淵105番地1	育成医療・更生医療	令和元年9月1日
吉田東薬局	燕市吉田法花堂1696-5	育成医療・更生医療	令和元年9月1日

◎新潟県告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年9月10日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
(有)五十嵐薬品 諏訪山薬局	聖籠町大字諏訪山763-2	育成医療・更生医療	令和元年8月31日
メッツ薬局	三条市東本成寺12番41号	育成医療・更生医療	令和元年8月31日

◎新潟県告示第411号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和元年9月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県三条市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、令和元年9月11日から令和元年10月10日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月10日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文

長岡市 三島郡北部土地改良区	木島	農業用排水施設整備 (県単農業農村整備「かんがい排水」)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	長岡市役所	第48条
-------------------	----	-----------------------------------	----	---------------------------	-------	------

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第413号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和元年9月11日から令和元年10月10日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	紫雲寺	換地計画書の写し	新発田市役所地域整備庁舎

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第414号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・農用地保全施設整備・区画整理(中山間地域総合整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和元年9月11日から令和元年10月10日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	西山内郷(上山田)	換地計画書の写し	柏崎市役所

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第415号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、柏崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動測量)
- 2 作業期間 令和元年8月16日から令和元年10月31日まで
- 3 作業地域 柏崎市街地及び周辺部

## ◎新潟県告示第416号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和元年8月26日から令和元年12月30日まで
- 3 作業地域 糸魚川市大字市振

## ◎新潟県告示第417号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和元年9月1日から令和元年10月31日まで
- 3 作業地域 上越市南高田町地内

## ◎新潟県告示第418号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年9月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 本町地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和元年9月13日から令和2年3月6日まで
- 3 作業地域 燕市吉田本町ほか地内

## 公 告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、放射線モニタリングポストの製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和元年9月10日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
放射線モニタリングポスト 6台
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和2年3月27日（金）
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断したものにあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和元年10月21日（月） 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所  
令和元年10月23日(水) 午後1時30分  
新潟県庁出納局会計検査課入札室

#### 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所  
資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和元年9月26日(木)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。
- (5) 入札者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和元年10月8日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。  
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。  
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法  
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否  
要
- (9) 不当介入に対する通報報告  
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。
- (10) 契約の停止等  
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (11) その他  
詳細は入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Radiation Monitoring Equipment for Field Measurement (Monitoring Post) [6] units
- (2) Deadline for bid participant applications:  
5 : 00 P.M. October 8, 2019
- (3) Date of bid opening:  
1 : 30 P.M. October 23, 2019
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Audit Division  
Bureau of the Treasury  
Niigata Prefectural Government  
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570  
TEL: 025-280-5490  
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

人事委員会公告

令和元年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：U・Iターン型民間企業等職務経験者）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：U・Iターン型民間企業等職務経験者）を行う。

令和元年9月10日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政	4人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
福祉行政	2人程度	知事部局若しくは病院局の本庁又は地域機関等で、子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
総合土木	7人程度	知事部局若しくは企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
林業	3人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や森林の保全、試験研究等の業務に従事します。
農業	4人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事します。
水産	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、水産業の施策の企画立案や試験研究等の業務に従事します。
環境	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。
電気	1人程度	知事部局若しくは企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。
保健師	1人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関、教育委員会又は警察本部で、保健行政や保健施策の企画立案等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 昭和35年4月2日以降に生まれた人で、以下の職務経験等の要件を満たす人（令和元年8月31日現在）

試験職種	職務経験等
一般行政	新潟県外に本社を置く民間企業等における職務経験を5年以上有する人
福祉行政	次のいずれにも該当する人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）を履修して卒業した人</li> <li>・新潟県外に本部を置く児童福祉施設、障害者支援施設等※1において、指導、相談支援に関する職務経験を5年以上有する人</li> </ul>
総合土木	新潟県外に本社を置く建設会社、設計コンサル等の民間企業等において、道路・橋りょう、河川・海岸・ダム、地すべり・砂防、かんがい排水、ほ場整備等の分野についての計画・設計・積算・施工監理等に関する職務経験を5年以上有する人
林業	新潟県外に本社を置く建設会社、設計コンサル、林業事業体等の民間企業等において、治山、地すべり、なだれ、海岸、林道等の分野についての計画・設計・積算・施工監理又は森林管理、林業経営等に関する職務経験を5年以上有する人※2
農業	新潟県外に本社を置く農業又は食品関係の民間企業等において、農業者等に対する生産・加工関連の指導支援又は農産物等に関する試験研究や加工・流通等に関する職務経験を5年以上有する人※2



水産	新潟県外に本社を置く水産業又は食品関係の民間企業や試験研究機関等において、漁業者等に対する生産・加工・販売関連の指導支援又は水産に関する試験研究や加工・流通等に関する職務経験を5年以上有する人※2
環境	新潟県外に本社を置く工場・事業場、試験研究機関等の民間企業等において、公害防止、環境管理、理化学検査・研究、放射線管理等に関する職務経験を5年以上有する人
電気	新潟県外に本社を置く民間企業等において、電気・通信設備関係等についての計画・設計・積算・品質管理・施工監理・維持管理等に関する職務経験を5年以上有する人
保健師	次のいずれにも該当する人 ・保健師の免許を有する人 ・新潟県外に本社を置く民間企業等における産業保健活動や地域保健活動に関する職務経験又は新潟県外に本部を置く病院等医療機関における保健指導や看護に関する職務経験を5年以上有する人

＜職務経験について（全職種共通）＞

新潟県外に本社等を置く民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当する。ただし、以下の点に注意すること。

- ① 週30時間以上従事した期間のみ該当する。
- ② 職務経験が複数の場合は通算できる。ただし、通算できる期間は、1年以上継続して就業していたものに限る。なお、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれかひとつの職歴に限る。
- ③ 連続して3か月を超えて職務に従事していない期間は職務経験から除く。ただし、産前産後休業を取得した期間については、3か月を超えていても職務経験に含む。

※1 福祉行政の職務経験について、「児童福祉施設、障害者支援施設等」には、社会福祉士及び介護福祉士法第7条の厚生労働省令で定める以下の施設が該当する。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域保健法の規定により設置される保健所</li> <li>2 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設</li> <li>3 医療法に規定する病院及び診療所</li> <li>4 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター</li> <li>5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター</li> <li>6 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設</li> <li>7 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所</li> <li>8 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設</li> <li>9 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所</li> <li>10 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター</li> <li>11 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター</li> <li>12 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター</li> <li>13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設</li> <li>14 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設</li> </ol> |
|--|

※2 林業、農業及び水産については、採用後、必要に応じて普及指導員資格の取得を求める。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない人（ただし、保健師は日本の国籍を有しない人も受験可能）
- イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

職務に共通して求められる基礎的な能力について、SPI 3（能力検査のみ）(択一式)を行うとともに課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論文試験を行う。ただし、論文試験は、一般行政については第3次試験として、一般行政以外については第2次試験として評価する。また、事前に提出された書類（職務経歴書及び自己PR書）により、民間企業等における職務経歴内容、実績、意欲等について審査する記述試験を行う。

なお、一般行政及び福祉行政について、希望者には点字試験を実施する。

(2) 試験日及び試験場

試験日：令和元年10月20日（日）

受付時間：午前9時から午前9時30分まで

試験場（新潟会場）：県庁（新潟市中央区新光町4番地1）

試験場（東京会場）：法政大学 市ヶ谷キャンパス 大内山校舎（東京都千代田区富士見2丁目17の1）

(3) 合格者の発表

令和元年11月7日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

第1次試験合格者に対し、個別面接試験及び適性検査を行う。ただし、一般行政については、適性検査は第3次試験の参考とする。

(2) 試験日及び試験場

一般行政については、令和元年11月16日（土）及び11月17日（日）(予定)のうち指定する日、一般行政以外については、令和元年11月30日（土）及び12月1日（日）(予定)のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 合格者の発表

一般行政については、令和元年11月28日（木）午後1時（予定）、一般行政以外については、令和元年12月19日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

5 第3次試験

(1) 方法

一般行政のみ、第2次試験合格者に対し、個別面接試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

令和元年12月7日（土）及び12月8日（日）(予定)のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。

(3) 合格者の発表

令和元年12月19日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第3次試験受験者に結果を通知する。

6 資格調査

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

7 試験の配点・基準

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他の試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	SPI 3（能力検査のみ）	100点	受験者全体の成績状況により決定
	記述試験	300点	
第2次試験	面接試験	130点	一般行政：70点以上 一般行政以外：90点以上

	論文試験	20点	11点以上（一般行政については、第3次試験として評価する。）
第3次試験（一般行政のみ）	面接試験	130点	90点以上

## 8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には、採用されない。
- (3) 採用は原則として令和2年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

## 9 給与

初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定される。

このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給する。

## 10 受験手続

原則として電子申請（インターネットによる申込み）により申し込むこと。（インターネットを利用できない者は、9月25日（水）午後5時15分までに新潟県人事委員会事務局総務課任用係へ問い合わせること。）

なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。

また、別途職務経歴書及び自己PR書の提出も必要である。これらは、所定の様式に必要事項を記入し、電子申請の際に添付すること。

電子申請は、新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）から行うことができる。

電子申請は、令和元年9月10日（火）から10月2日（水）午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。